

財務省告示第四百九号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に  
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却  
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示  
 する。

平成十八年十月三十日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

合 計	個人向け利付 国債（変 動・十年 ）	個人向け利付 国債（固 定・五年 ）	国債の名称	記号	総額 面金額の	総額 買入価額の
	第十四回	第二回				
六億 二億 四千 九百 五十 万 円	三十億 九千 四百 円	十三億 三 千 三 百 円				三百三 億九 千二 百五 十 万 九 千 六 百 九 十 五 円
六億 七千 七 百 五 十 万 四 千 五 百 五 十 五 円	三十八 億七 千二 百 七 十 万 七 千 五 百 五 十 五 円	三百三 億九 千二 百五 十 万 九 千 六 百 九 十 五 円				